

## 草津市と滋賀医科大学との協力に関する協定書

草津市（以下「甲」という。）と滋賀医科大学（以下「乙」という。）とは、これまで築いてきた相互の協力関係を踏まえ、甲と乙との協力の拡充に関する基本的事項を定め、もって相互の発展、さらには地域社会の発展に資するため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、教育研究活動等を通じたまちづくり事業における甲と乙との密接な連携、相互協力の充実等により、当該事業の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事業の企画、実施等について連携し、協力するものとする。

- (1) 健康の向上と発展に関する事業
- (2) 医療の向上と発展に関する事業
- (3) 福祉の向上と発展に関する事業
- (4) 産業の振興に関する事業
- (5) 地域の活性化に関する事業
- (6) その他甲および乙が協議して必要と認める事業

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲または乙から改定の申入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（定めのない事項）

第4条 この協定に定めるもののほか、甲と乙との連携、協力に関し必要な事項については、両者協議のうえ別に定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月29日

(甲) 草津市草津三丁目13番30号  
草津市

(乙) 大津市瀬田月輪町  
国立大学法人 滋賀医科大学

草津市長

橋川 渉



滋賀医科大学 学長

塩田 浩平

